新車に対する R117-02 の適用時期

| 自動車の種別 ^{注1} | 規制適用時期 | | |
|-----------------------------|--------------|--------------|----------------------|
| | 新型車 | 継続生産車 | 輸入自動車 |
| 乗用車 | 平成 30 年(2018 | 平成 34 年(2022 | 新型車 |
| 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側 | 年) 4月1日 | 年)4月1日 | 平成 30 年 (2018 |
| 車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそ | | | 年)4月1日 ^{注3} |
| りを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除 | | | 継続生産車 |
| く。)であって乗車定員 10 人未満のもの (M1 カ | | | 平成 34 年 (2022 |
| テゴリ ^{注2}) | | | 年) 4月1日 |
| 小型商用車 | 平成 32 年(2020 | 平成36年(2024 | 新型車 |
| 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動 | 年) 4月1日 | 年) 4月1日 | 平成 32 年 (2020 |
| 車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動 | | | 年)4月1日 ^{注3} |
| 車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに | | | 継続生産車 |
| 被牽引自動車を除く。)であって車両総重量5ト | | | 平成 36 年 (2024 |
| ン以下のもの(M2 カテゴリ) | | | 年) 4月1日 |
| 貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、 | | | |
| カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽 | | | |
| 引自動車を除く。)であって車両総重量3.5トン | | | |
| 以下のもの (N1 カテゴリ) | | | |
| 中・大型商用車 | 平成 37 年(2025 | 平成 38 年(2026 | 新型車 |
| 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動 | 年) 4月1日 | 年) 4月1日 | 平成 37 年 (2025 |
| 車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動 | | | 年) 4月1日 |
| 車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに | | | 継続生産車 |
| 被牽引自動車を除く。)であって車両総重量5ト | | | 平成 38 年 (2026 |
| ンを超えるもの (M3 カテゴリ) | | | 年) 4月1日 |
| 貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、 | | | |
| カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽 | | | |
| 引自動車を除く。)であって車両総重量3.5トン | | | |
| を超えるもの(N2 カテゴリ及び N3 カテゴリ) | | | |
| 車両総重量3.5トン超の被牽引自動車注4(03カテ | | | |
| ゴリ及び 04 カテゴリ) | | | |

- 注1 スタッドレスタイヤを装着する車両は上記の対象外とする。
- 注2 自動車の種別 (M1 カテゴリ等) は、UN/ECE の ECE/TRANS/WP. 29/78/Rev. 2 「Consolidated Resolution on the Construction of Vehicles (R. E. 3) Revision 2」(平成 23 年(2011 年)6月30日)に準拠する。
- 注3 輸入自動車特別取扱制度 (PHP) を利用して輸入される自動車にあっては、継続生産車と同時期から適用する。
- 注4 車両総重量3.5トン以下の被牽引自動車については、型式を取得しているものは僅少であると考えられるが、 実態を確認の上、具体的な規制適用時期を今後検討する。